

まちづくり

平成 22 年 10 月 1 日, 国勢調査を実施します!

■問い合わせ まちづくり推進室 広報統計係 ☎ 476-1111 (222)



国勢調査

平成 22 年 10 月 1 日



国勢調査はみんなで描く日本の自画像

(平成 22 年 国勢調査標語 一般部門 総務大臣賞)

国勢調査は, 10 月 1 日(金)を調査期日として行われます。

9 月 23 日から調査員が各世帯を訪問して, 調査票を配布します。

本町では, 調査員は全て役場職員が行います。

- 国勢調査は, 日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 平成 22 年国勢調査は, 我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で, 日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は, さまざまな法令で使われるほか, 社会福祉, 雇用対策, 生活環境の整備など, 私たちの暮らしのために役立てられます。

“かたり調査”にご注意を

毎回, “かたり調査”という, 国勢調査員をよそおって, 世帯の情報を聞き出そうとする事例が報告されております。国勢調査員は『国勢調査員証』を身につけております。また, 初めから電話での調査を行うことはありませんので, 少しでも不審に思われたら役場まちづくり推進室にご連絡ください。

ご存知ですか?～回答は法律上の義務～

国勢調査のような国の重要な統計調査については, 統計法という法律により調査票に記入して提出することが義務付けられています。報告を拒んだり虚偽の報告をしたりした場合は罰則も規定されているほど統計調査は重要な調査です。

より良い調査結果を得るために, 住民のみなさまの回答が不可欠です。統計調査にご理解いただき, 正しく記入のうえ調査票の提出をよろしくお願ひします。

個人情報を守られます!

『統計法』では, 調査に従事する人には, 調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。さらに, 統計をつくる目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており, 秘密の保護の徹底が図られています。調査票は外部の人の目にふれないよう厳重に保管され, 集計が完了した後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。